

建設工事の指名選定基準について

(平成26年4月1日より施行する。)

1、平成26年度建設工事ランク基準表

(1) 土木一式工事

ランクA…1,200点以上

ランクB…880点以上~1199点以下

ランクC…660点以上~879点以下

ランクD…659点以下

(2) 建築一式工事

ランクA…760点以上

ランクB…660点以上~759点以下

ランクC…570点以上~659点以下

ランクD…569点以下

(3) その他の工事

ランクA…790点以上

ランクB…789点以下

備考：平成26年度建設業者格付認定基準から算定した総合点数より、ランクを決定する。(高知県ランク表参照)

2、発注基準額

(1) 土木一式工事

ランクA・B…3千万円以上

ランクB・C…1千万円以上~3千万円未満

ランクC・D…1千万円未満

(2) 建築一式工事

ランクA・B…2,000万円以上

ランクB・C・D…2,000万円未満

ただし、建築一式工事については4,500万円以上、建築解体工事については3,000

万円以上のものについては、特定建設業の許可を有する業者を指名する事とする。

(3) 設備工事（電気、給排水等）

ランク A 又は B

(4) その他の工事

ランク A…1,000 万円以上

ランク B…1,000 万円未満

備考：舗装工事・防水工事、造園工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、解体工事（とび工）等

解体工事（建築業、土木工事）についてはそれぞれ(1)及び(2)を準用する。

(5) 分離発注工事

①建築工事に伴う設備工事の場合

ランク A…1,000 万円以上

ランク B…1,000 万円未満

②その他は各々の基準による

3、指名選定等の考え方について

(1) 土木一式工事における大規模工事（3 千万円以上）については、各ランク付けの発注標準額により業者を選定し、指名する。

(2) 中規模工事（1 千万円以上 3 千万円未満）については、地域内（宿毛西地区、宿毛東地区、平田・山奈地区・小筑紫地区）の C ランクを基本選定とし、それに同地区の B ランクおよびその他の地区の BC ランクから無作為に業者を選定し、指名する。

また、小規模工事（1 千万円未満）については、宿毛市内の D ランクを基本選定とし、同市内の C ランクから無作為に業者を選定し、指名する。

(3) 港湾、漁港、下水道等にかかる工事など特に専門的な技術力を必要とする工事については、対応できる業者を、複数のランクから選定し、指名することが出来る。

(4) 災害時など緊急に対応する工事や、災害復旧工事、又は特別の理由のある工事については、発注基準額にかかわらず指名することが出来る。

(5) 分離発注とは、1 件の工事を工種の違いによって一定の工種毎に行う発注。

(6) 指名選定については 8 社以上を基本とする。ただし、8 社以上の確保が困難な場合は、その限りではない。

(7) その他工事について、各々のランクだけでは業者数の確保が困難な場合は、金額にかかわらず、A・B両方のランクの業者を指名することができる。